

第1回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和元年5月7日(水) 午後1時25分～午後3時00分

2、開催場所 のごみふれあい楽習館 会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 1番 三原一義委員 2番 中牟田安彦委員

②第2 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による許可申請について
 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 2号 農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について
 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
局長補佐	星野 晃希
書記	峰松 一実
書記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	席順	委員名	出欠
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
伏原・下浅浦・中浅浦・上浅浦・大木庭	橋村 広光	
飯田	與猶 和之	

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻前ですけれども、只今から第1回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、12名全員の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。1番三原委員と2番中牟田委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔をお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときには特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意をお願いします。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくをお願いします。では、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。初めての10連休の後であり、本当に忙しい中、定例総会に参加いただきましてありがとうございます。今日は議題が多いので簡潔に行きたいと思えます。本日の議題は議案4件と報告1件であります。</p> <p>早速、審議に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてを議題といたします。本件につきましては一括して審議をいたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1ページをご覧ください。報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてでございますが、記載のとおり番号1から6までの6件となっております。合計8筆で面積が11,501平米となっております。内訳は田が7筆10,450平米、畑は1筆1,051平米でございます。解約事由は双方合意による借人変更のためが4件で、借人からの申しでのためが1件、農地法5条申請のためが1件となっております。以上で報告第1号の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。只今の説明について、質問や意見はありませんか。</p>
議長	<p>質問も無いようですので、これで報告第1号を終わります。</p> <p>議案第1号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは1番についてご説明いたします。この件は迫認の案件です。位置図の1ページをご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇丙〇〇番地〇及び大字〇〇字〇〇〇〇甲〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目2筆共に畑で、登記面積はそれぞれ676平米と281平米です。譲受人は〇〇株式会社で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん56歳公務員の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、施設の概要ですが太陽光発電装置268枚438.22平米と通路その他518.78平米となっております。農地区分は2種農地で周囲の状況は東が畑、西は畑、南は道路、北は山林となっております。備考欄に記載のとおり関係機関との協議書ありで条件なしとなっております。番号1の説明は以上です。</p>
議長	<p>では、ここで担当委員の調査報告をお願いいたします。</p>
担当推進委員	<p>この地形についてですが、太陽光パネル設置による周辺作物の耕作への影響はないと判断しました。以上が報告です。</p>

議長	只今の説明について質問や意見はありませんか。10番委員どうぞ。
10番委員	現況この地目は畑となっていますが、何か作物は作られていますか。
議長	いいえ。以前は作られていたようですが、今はほとんど管理されておらず荒地となっております。他に質問はありませんか。
議長	質問も無いようですので、採決を取ります。 1番について、賛成される方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、1番は許可相当として県へ送ります。 それでは2番について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	2番の説明をいたします。総会議案・説明資料は2番、位置図は2ページをお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目は畑です。登記面積は319平米となります。譲受人は〇〇区の〇〇さん38歳会社員で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん86歳無職の方です。転用の目的は一般住宅を計画されています。施設の概要は居宅1棟が113平米と駐車場2台25平米、通路その他181平米となっています。周囲の状況ですが、東が道路、西は畑、南は道路、北は宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。あと杵藤地区土木事務所の方に国道24条工事施工申請と道路占有許可申請がされています。番号2の説明は以上です。
議長	では、ここで担当委員の調査報告をお願いいたします。
11番委員 (担当委員)	申請地は〇〇〇裏の国道444号沿いになります。雨水排水に関しては、国道444号の側溝に流すとのことです。
議長	只今の説明について質問や意見はありませんか。
議長	質問も無いようですので、採決を取ります。 それでは2番について、賛成される方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、2番は許可相当として県へ送付いたします。 それでは次に3番について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	番号3の説明をいたします。総会議案・説明資料は3番、位置図は3ページをご覧ください。土地の所在は大字〇〇字甲〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目、現況地目は共に田です。登記面積は861平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇さん37歳団体職員の方で、譲渡人は〇〇区の〇〇さん60歳無職の方です。転用の目的は農家住宅で、農地区分は1種農地です。周囲の状況ですが、東は水路、西は道路と水路、南はため池、北は田となっています。また関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。なお、多目的使用申請がされています。説明は以上です。
議長	では、ここで担当委員の調査報告をお願いします。
9番委員	申請地は国道207号を七浦方面に向かう途中の交差点150m手前を右手に曲がった道路沿いになります。排水については合併浄化槽を設置し近くの水路に流す計画であります。ここに建物を作ることによる日照の影響に関する意見は出ておりません。
議長	3番に関する質問や意見はありませるか。なければ採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、3番は許可相当として県へ送ります。 それでは4番について、説明をお願いいたします。
事務局	続きまして4番について説明いたします。総会議案・説明資料の4番、位置図の4ページも併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇丙〇〇番地〇〇でございます。登記地目は畑で、現況地目は樹園地です。登記面積は4,488平米

	<p>です。譲受人は〇〇区の〇〇さん68歳飲食業の方で、譲渡人は〇〇区の〇〇さん71歳会社員の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、施設の概要は太陽光発電装置360枚588.65平米、通路その他3,899.35平米となっております。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが東は山林、西は道路、南は原野、北は道路となっております。備考欄に記載のとおり関係部署との協議ありで条件はなしとなっております。番号4の説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで事務局より追加で報告があります。</p>
事務局	<p>以前太陽光パネルの設置申請がありました。実際現場に入ったら地形が違ったため申請取り下げとなりました。しかし、先月西側を半分程度縮小して改めて申請がありました。</p>
議長	<p>只今の説明について、質問や意見はありませんか。2番委員どうぞ。</p>
2番委員	<p>将来この事業をやめた場合、その環境は放置されるのではないですか。</p>
議長	<p>現時点での許可なので先のことは判断できません。9番委員質問どうぞ。</p>
9番委員	<p>そこはもともと全て畑だったのでしょうか。それとも足りない部分を伐採してみたら地形が違うということだったのでしょうか。</p>
事務局	<p>そこはもともとお茶畑か荒廃して雑木などが生えていた状況だと思います。</p>
議長	<p>他に質問は無いでしょうか。質問も無いようですので、採決したいと思います。4番について賛成される方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>賛成全員により、4番は許可相当として県へ送ります。</p>
議長	<p>議案第2号農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1の説明をいたします。総会議案・説明資料は3ページ、位置図は5ページをご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇乙〇〇番地〇、〇〇字〇〇乙〇〇番地〇〇字〇〇乙〇〇番地〇の3筆でございます。登記地目、現況地目は田となっております。登記面積は3筆合計2,502平米です。農地区分は2種農地となっております。申請人は〇〇区の株式会社〇〇〇という建築設計施工業者です。当初事業計画は建売分譲地8区画、通路その他となっておりましたが、変更後建売分譲地7区画、公園、通路その他となりました。周囲の状況ですが、東は道路、西は田、南は道路、北は道路となっております。また関係機関との協議書ありで条件はなしとなっております。番号1の説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで事務局より補足の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>もともと東と西に4つずつ合わせて8区画となっておりましたが、西側の2区画を1.5区画くらいにして、残りを小公園として利用するという申請がありました。</p>
議長	<p>その公園は誰が管理しているのですか。</p>
事務局	<p>〇〇〇建築が管理しています。</p>
議長	<p>分譲の中の区画割りですので特に意見は無いと思いますが、他にありませんか。無いようなので採決を取ります。</p>
議長	<p>それでは許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成により、1番は許可相当として県へ送付します。</p>
議長	<p>3号議案農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認についての説明を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第3号の説明をいたします。総会議案・説明資料は4ページ、位置図は6ページをご覧ください。土地の所在は大字〇〇字乙〇〇〇〇番地でございます。登記地目、現況地目は田です。登記面積はそれぞれ1,019平米となっております。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん58歳大工の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、施設の概要は太陽光発電装置240枚383.87平米と通路その他635.13平米が計画さ</p>

	れています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は雑種地、西は道路、南は雑種地、北は宅地と田となっています。また関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。あと都市建設課に道路法24条工事申請がされています。
議長	では、ここで担当委員の調査報告をお願いいたします。
11番委員 (担当委員)	申請地は〇〇橋の手前にある〇〇屋の道路を300mほど進んだ右手になります。ここは2種農地で圃場整備などの基盤整備がされていないため、ほとんど水が供給できていない状況です。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	何か皆さん方から質問はありませんか。
議長	特に無いようなので、採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。全員賛成により、5番は許可相当として県へ送ります。
議長	次に議案第4号農業経営基盤強化促進法18条の規定による農用地利用集積計画について事務局の説明をお願いします。
事務局	一括して説明をいたします。総会議案・説明資料は5ページから最終ページの12ページまでとなります。この議案は合計48件となっています。利用権設定されているのが48件中39件、そのうち再設定が29件、新規が10件でございます。他に斡旋が1件農地中間管理機構との貸借が8件となっております。利用権設定されている案件のうち賃貸借権が33件、使用貸借が6件となっています。賃貸借権されている33件のうち現金扱いは14件、物納扱いは19件です。契約期間は10年が8件、7年が2件、5年が17件、3年が11件、1年が1件となっています。他に斡旋による所有権の移転が1件と農地中間管理機構との貸借が8件です。使用貸借権が設定されている案件のうち個別に若干説明させていただきます。12番をご覧ください。12番は使用貸借権の更新となっております。13番の使用貸借権については貸し手の意向で借り手が替わられております。前回は使用貸借権でした。17番は山浦区にある農地で形が整っておりません。その理由で使用貸借権となっております。20番と23番は使用貸借権の更新です。説明は以上です。
議長	只今の説明について質問や意見はありませんか。
3番委員	番号21番の賃借料が高く設定されているようですが理由はわかりますか。
事務局	この賃借料については担当だった前農業委員に確認したところ、そこまで明確には覚えていないとのことです。そのため現在の担当地区の1番委員さんと最適化推進委員に本人への確認をお願いしたいと思います。
議長	他に質問はありませんか。
7番委員	公社の方は全て1筆で決めてあるのですか。
事務局	その時の状況によって1筆なのか、10aなのか決めていきます。
議長	他に質問はありませんか。21番は確認を取るまで、保留とします。
議長	それでは採決を取ります。21番除いて賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、1番は許可することにいたします。
議長	以上をもちまして、本日提案された議題審議を終わります。
	(午後3時00分終了)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和元年5月7日

鹿島市農業委員会 会 長 (印)

1番委員 (印)

2番委員 (印)

事務局長 (印)